乙第16号議案

損害賠償請求事件の和解等について

損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1　事　　件　　名　損害賠償請求事件（那覇地方裁判所平成28年（ワ）第533号）

2　当　　事　　者　原告 [redacted]

被告　那覇市泉崎１丁目２番２号

沖縄県

3　事故発生年月日　平成25年１月25日

4　事故発生場所　那覇市垣花町３丁目70番地コンフォートシティービュー先国道332号上

5　損害賠償額　1,400,000円

6　和解内容　別紙のとおり

平成29年11月28日提出

沖縄県知事　翁　長　雄　志

理　由

係争中の訴訟事件について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第１項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

和　解　内　容

和解当事者

原告 [redacted]

被告　那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県

和解条項

1　被告は、原告らに対し、本件和解金として、金1,400,000円の支払義務があることを認める。

2　被告は、原告らに対し、前項の金員を、沖縄県議会の議決があった日から２か月以内に、原告ら指定の訴訟代理人口座に送金して支払う。

3　原告らは、その余の請求を放棄する。

4　本件和解は、沖縄県議会において和解及び損害賠償の額の決定について議決を得たときに効力を生ずる。

5　原告らと被告は、原告らと被告の間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

6　本件訴訟費用は、各自の負担とする。